



中学校にあっては、夏季休業を8月28日までとして、第2学期の始業を8月29日からとすることになりました。そこで、町立幼稚園についても、第2学期の始業を町立小・中学校にあわせて8月29日からとしたいと考えております。

主な理由としては、3点あります。1点目が、小・中学校の兄弟が通学を開始するので、町立学校が一体となって学校生活を始めたい。2点目が、子育て環境を考慮すると、園児・保護者を早く集団生活に誘導したい。3点目が、町内一斉に第2学期が始業することで、保護者・地域住民の見守り活動等の意識化を推進したい。以上の3点です。

不安要素としては、2点あります。1点目が、残暑厳しいなかの登園となります。ただし、園舎内には、エアコンが完備されています。2点目が、登園日をどうするかという問題があります。今までは、8月26日頃を登園日として中学校吹奏楽部との交流を行っていましたが、今後どのように交流を持つのか等は、園長の裁量で決定していくこととなります。

以上、幼稚園の第2学期の始業についてご提案させていただきましたが何かご質問はありますか。

○委員 保護者の立場からすると、園・学校間で第2学期の開始日が異なると給食の開始日も変わってくるので、弁当を用意するかどうかということや下の子もだけ家にいるとなると不安を感じる保護者もいると思うので、小・中学校と幼稚園の第2学期始業日は一致させるべきだと思う。

○委員 小・中学校と幼稚園の第2学期始業日を一致させることは賛成だが、もう少し幼稚園の始業日を前倒しとする理由を積極的にできれば良いと思う。小・中学校では学習指導要領改訂に伴う授業時間数確保ということが理由であれば、ほとんどの方は納得すると思うが、それと比較すると幼稚園の理由は少し弱いと感じる。

○委員 親の立場でいえば、幼、小、中学校で一斉に第2学期がスタートした方が良いと思う。さきほど教育長から説明のあった理由の2点目として園児、保護者を早く集団生活に誘導したいとあったが、これはどちらかという親の希望であって園児はどう思っているかは別だと思う。理由の3点目の保護者、地域の見守り活動という点では、確かに園・学校一斉に第2学期がスタートした方が協力しただけの地域の方にとってはわかりやすいと思う。

○委員 主たる理由を園児の見守り、防犯という点を主眼にした方が良いのではないか。また、幼稚園と中学校吹奏楽部の交流は、園のお便りなどを拝見すると非常に有意義とのことなので是非続けていただきたいと思う。

○教育長 委員皆様のご意見を伺いましたが、幼稚園で第2学期始業日を早める積極的な理由をもう少しないかというご意見をいただきました。確かに義務教育ではないという点でいえば、しなければならないというものではないのですが、最近の保護者の様子を見ていると始業日を早めることで幼稚園に相談しやすくなったり、また、子どもの側では、

お友達と早く再会することができてうれしいという点もあると思いますので、第2学期始業日を提案のとおり小・中学校と同じように8月29日とさせていただけたらと思います。

○委員 積極的な理由付けとして、第2学期を早く開始してほしいという保護者の要望があったということを出しても良いのではないかと。

○教育長 それでは、第4の理由として保護者の要望を受けて実施するという文言を入れたいと思います。他に御意見がなければ、幼稚園につきましても小・中学校と同じように8月29日から第2学期を開始とさせていただきたいと思います。

○全委員 (異議なし。)

○教育長 続いて、協議事項(3)町立学校の閉庁日の試行について議題とします。令和元年10月に神奈川県教育委員会から「教員の働き方改革に関する指針」が示されました。そのなかで、県立学校は長期休業中に計5日間の「学校閉庁日」を設けることとされました。具体的に言いますと8月9日から8月15日までの間で3日間、12月25日から1月7日までの間で2日間の合計5日間となっています。近隣の2市8町の取組をみますと、箱根町、真鶴町、湯河原町、開成町の4町のみが「学校閉庁日」未実施となっています。一方、平成30年1年間の開成町立学校4校(1園)教職員の年次休暇平均取得日数は幼稚園で約11日、小学校で約13日、中学校で約9日という状況でした。このような結果からすると、ある程度は年次休暇を取得できるようですが、令和2年度は次のとおりの試行を考えています。夏季休業中であっては、8月13日、8月14日、冬季休業中であっては、12月28日、1月4日の合計4日間の学校閉庁日を実施します。なぜ、4日間ということですが、さきほど説明したとおり、当町は年次休暇が取得しやすい状況にあること、令和2年度の8月12日が校長、事務担当者が給与明細を受け取りに行く日にあたっているため、閉庁日にふさわしくないということで4日間とさせていただきました。閉庁日は年次休暇、夏季休暇、振替休暇等で取得するものとします。学校の対外的な対応ですが、①日直は置かない、②閉庁日について、教職員に理解を得るとともに事前に保護者、出入業者等に周知する、③この期間中、部活動は実施しない、④緊急時連絡は、日中は教育委員会事務局へ、夜間は役場警備室を経由し教育総務課長へ連絡するようにします。閉庁日については以上ですが、何か質問はありますか。

○委員 基本的には、5日間の閉庁日を設けるということだが、令和2年度は土日、祝日のカレンダーの都合上、4日間ということで理解した。

○教育長 近隣の状況を確認したところ、土日、祝日に関係なく日にち指定で学校閉庁日を設けている自治体もありました。

○事務局 閉庁日の取扱いについて、どのように位置づけるは難しいところがあります。夏季休業中であっても教員は、基本的には出勤する必要があります。また、本来、年次休暇は、本人の自由意思で取得すべきものですが、そこをあえて年次休暇を取得してほしいという願いをすることになります。夏季休業中の学校には、必ず日直がいますが、閉

庁日を実施すると、まったく無人となるため、そのことを保護者、関係者に周知する必要があります。イメージとしては、年次休暇集中取得期間のようなものでご理解いただけたらと思います。

○教育長 他の自治体ですと、閉庁日であるにもかかわらず仕事に来ている教員がいると聞いています。教員の安全も考えて閉庁日を実施するのでそのようなことはないようにしていきたい。

○事務局 1点注意しないといけないのは、開成町の場合、夏季休業中に転入される方がある程度いらっしゃいますが、手続をする日が学校閉庁日とあたってしまった場合、町民の方に不便が生じるおそれがあります。

○委員 民間企業だと、お盆の期間は休暇としているところも多いので、納得していただけたところだと思う。

○教育長 今回の学校閉庁日は、あくまでも小・中学校の教員を対象に実施するので、幼稚園の教員は除外されていることをご確認ください。他に質問がなければ、このようなかたちで進めさせていただいてよいでしょうか。

○全委員 (異議なし。)

#### 《報告事項》

(1) 開成町副食費の施設による徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱について資料2について説明した。

○教育長 報告事項(1)開成町副食費の施設による徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱について事務局から説明をお願いします。

○事務局 令和元年10月から施行された幼児教育無償化に伴って低所得世帯と第3子以降の子どもの副食費が減免されることになりました。今回提案させていただいた要綱では、要綱の目的にあるように施設等利用給付認定保護者のうち子ども子育て新制度に移行していない幼稚園(未移行幼稚園)に副食費の補助をどのように行うかを定めたものです。交付対象ですが、満3歳以上の施設等利用給付認定子どもであって、次の要件を満たすかたが対象となります。①市町村民税所得が77,101円である者、②第3子以降の子どもの保護者、③市町村民税が課されない者です。補助金の額は4,500円ですが、4,500円未満の場合には、当該現に支払った食事の提供に要する費用となります。補助金の交付は、年2回で4月から8月までの分と9月から翌年3月までの分をそれぞれ一括して支払います。補助金交付申請ですが、保護者は町長が指定する日までに副食費の施設による徴収に係る補足給付事業補助金交付申請書(第1号様式)を申請します。あわせて世帯の所得状況を証する書類を添付していただきます。町長は、補助金の交付決定したときは、補足給付事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により、不交付決定したときは、補足給付事業補助金不交付決定通知書(第3号様式)により申請書に通知するものとします。また、申請に虚偽報告等があった場合は、町長は補助金の返還命令をするこ

とができます。施行日ですが、令和元年10月1日から適用します。  
説明は以上です。

- 教育長 　　ただいま事務局から説明がありました。何かご質問はありますか。
- 全委員 　　(意見なし。)

(2) 令和元年度神奈川県児童・生徒の問題行動等に関する短期調査(第1期)  
の結果について  
資料3について説明した。

- 教育長 　　報告事項(2) 令和元年度神奈川県児童・生徒の問題行動等に関する短期調査(第1期)の結果について事務局から説明をお願いします。

- 事務局 　　資料3をご覧ください。令和元年度神奈川県児童・生徒の問題行動等に関する短期調査(第1期)の結果についてです。この調査は、文部科学省が実施した「令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」に基づき、神奈川県教育委員会が独自に調査項目を追加して調査を行ったものです。今回お示ししたものは短期調査の結果ということで今年の4月から9月までの暴力、いじめ認知、長欠、長欠のうち不登校の4項目の件数をまとめた結果となっています。まず、暴力ですが、開成小0件、南小1件(器物破損)、文命中1件(生徒間)で、全体では2件でした。昨年の結果は、開成小0件、南小0件、文命中2件でしたので、合計では2件で今年と変更ありません。次に、いじめ認知です。まず、いじめの定義ですが、こちらはいじめ防止対策推進法の定義によるものです。いじめとは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。また、「一定の人的関係のある他の児童・生徒」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童・生徒と何らかの人的関係を指します。「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。また、「行為」とは「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものを含みます。

また、けんかやふざけ合い、暴力行為等であっても、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するとされています。

開成小12件、南小10件、文命中75で合計97件でした。昨年の結果は、開成小33件、南小12件、文命中15件で合計60件でした。昨年と比較すると37件増加しています。特に文命中は昨年から60件増えています。

また、いじめの97件の認知件数のうち、今回、学校から報告があったいじめの様態をまとめたものが下の表です。発生月、内容、対応状況、被害学年の個別記載がなされています。対応状況の選択肢としては、①解消済、②一定の解消及び継続支援中、③解消がみられない、④他校へ転校等の4つあるうちで1つ選択するものとなっています。97件のうち80件が①解消済、残りの17件が②一定の解消及び継続支援中となっています。

次に長欠（年間30日以上）です。開成小は2人、南小4人、文命中15人の合計21人でした。昨年の結果は、開成小1人、南小4人、文命中20人で合計25人でしたので昨年と比較すると4人減っています。長欠のうち不登校の人数ですが、開成小は2人、南小3人、文命中14人の合計19人となっています。昨年の結果は、開成小は1人、南小は0人、文命中は8人で合計9人でしたので、昨年との比較では10人増えています。

なお、今後第2期の調査で12月までの結果をとりまとめたものが出てくる予定です。

説明は以上です。

○教育長 今回の調査にあたって、国、県からも積極的にいじめは認知するよう言われているところです。

○委員 いじめを積極的に認知するようになったことで、文命中学校のいじめ認知件数が昨年の15件から60件増加して75件となったことは驚いた。

○教育長 確かに認知件数が、増えたがそれだけ生徒のことを教員がよく見ているともいえると思います。

○事務局 調査の前提としていじめは存在するもので、それに学校が気づけないことが問題ということになっています。したがって、どんな些細なことでも認知件数に計上するよという指示が県からは来ています。また、調査のやり方も変遷している部分もあります。例えば、平成18年までは、いじめの件数でしたが、平成19年以降は、いじめの認知件数となりました。その後、平成26年にいじめの定義が変わり、社会通念上、いじめと言われるようなものに限らず、たとえ好意でやったことであっても当人がいやだと感じた場合、いじめ認知として計上するようになりました。文命中学校については、7月に学校アンケートをとったものを調査に反映させているので、発生月が7月からとなっています。暴力、いじめ認知の違いですが、いじめは比較的些細なものまでを指してします。それに対して、暴力は警察に要請しなければならない案件や、救急車を呼んだ場合など重大な事案を指しています。

○教育長 現場では、どの程度が暴力行為にあたるのかという判断は難しいと聞いています。例えば、少し触れただけで暴力を振るわれたと訴える児童・生徒もいるので対応に苦慮している部分はあります。

○委員 このような調査結果が出ているので、是非今後の指導に活かしてほしいと思う。

○教育長 調査方法、定義の変更など現場では試行錯誤しながら調査を実施し、活用していこうとしている段階であるということをご理解ください。

(3) 経過報告、今後の予定について

資料4について説明した。

○教育長 報告事項(3)経過方向、今後の予定について事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料4をご覧ください。12月の経過報告です。12月1日は町内駅伝競走大会でした。12月2日は登校指導日でした。12月3日から6日にかけて開成町議会12月定例会議が開催されました。12月16日は登校指導日でした。12月17日、本日ですが、定例教育委員会の前に12月定例会議で本澤教育委員の再任議案を上程させていただきまして全員賛成で同意をいただきましたので、本日15時から町長から本澤委員に辞令交付をさせていただきました。12月19日園長・校長会を開催します。12月24日は園・学校の2学期終業式となっております。

続いて1月の予定です。1月5日は開成町福祉会館で町表彰式及び賀詞交歓会を開催させていただきます。1月6日は役場仕事はじめとなっております。1月8日は登校指導日、園・学校の3学期始業式となっております。1月12日は町成人式を福祉会館で開催します。1月15日は登校指導日です。1月18日は開成町消防出初式を開成小学校で開催します。1月21日は園長・校長会を開催します。1月26日は足柄上地区一周駅伝競走大会です。

1月28日は町民センター中会議室Bで15時30分から定例教育委員会を開催します。

(4) 開成町立園・学校の様子について

○教育長 残りわずかで今年も終わります。幼稚園では、年長が表現活動で立派にやっていたのが印象的でした。開成小学校が足柄上地区で最初の学級閉鎖を実施したところでした。開成南小学校においては、日々、地域の方が児童の交通安全ため活動をしてくれており、感謝しています。また、両小学校において東海大留学生を5年生のクラスに受け入れました。子どもたちがしっかりとした進捗で受け入れをしていたのが印象的でした。文命中学校では、2年生の生徒がいのちの教育というテーマで書いた作文が県の優秀作品に選ばれました。また、10月の台風19号のときにはじめて各学校の体育館を広域避難所として開設しました。現状では、教室等の学校ゾーンに入ることは想定していませんが、酒匂川が氾濫した場合、垂直避難をしなければならなくなることを考えて、今後、学校ゾーンの鍵も町の方で借用できるようにしていきたいと考えています。

閉 会 : 教育長より閉会の宣言